

# 大阪府内周遊ツアー推進事業業務委託 仕様書

## 1 委託業務名

大阪府内周遊ツアー推進事業業務委託

## 2 業務の目的

大阪府では、Beyond EXPO 2025 において、めざすべき都市像のひとつに「大阪独自の魅力を発揮したワクワク・オモロいを掻き立てるエンタメ都市」を掲げ、大阪ならではの魅力を一段と高め、観光消費の拡大と地域経済への波及をめざし、新たな都市魅力の創出・発信や府内周遊に取り組んでいます。

万博を契機に多くの観光客が来阪された一方で、大阪市外への訪問率は、依然として相対的に低い数値に留まっており、多くの方が大阪市内中心地で滞在し、また他府県に移動されているのが現状です。今後も引き続き、大阪への観光需要の拡大を図っていくためには、地域資源の魅力の創出・発信とともに、観光客に府内各地を巡ってもらう直接的な仕掛けづくりに取り組むこととしています。

本業務では、令和7年度に実施した「大阪府内周遊モデルツアー実施業務」（以下、「モデル事業」という。）の成果と課題を踏まえ、新たな観光コンテンツとなり得る周遊ツアーを企画造成・実施することで、来阪者の府内周遊を促進し、その経済効果を大阪全体に波及させることを目的とします。また、実施にあたっては、採算性や需要の定着状況を検証・改善し、将来的には、民間事業者による継続的・自立的な周遊ツアーの展開をめざします。

【参考：「令和7年度 大阪府内周遊モデルツアー実施業務」実施報告書】

[https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/miryokuzukuri/shuyu\\_model/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/miryokuzukuri/shuyu_model/index.html)

## 3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水曜日）まで

## 4 契約上限金額

21,251,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 委託業務内容

### （1）周遊ツアーの企画造成・実施業務

大阪市内に集中する観光需要を府内各地へ誘導し、地域資源の魅力を巡る周遊ツアーを企画造成すること。将来的には、民間事業者が主体となって継続的に周遊ツアーを展開できるよう、市場を形成することを目的とすることから、単発的なツアーにとどまらず、観光客の行動分析をはじめとする多様なデータや知見を活用し、継続性・発展性が期待できる具体的な周遊ツアーの企画造成を求める。

モデル事業の成果及び課題を踏まえ、以下①②のツアーについて、これまでの実績や独自のノウハウ等を最大限に活用した企画とすること。なお、府内各地の魅力を余すことなく発信するため、①②以外の周遊ツアーの企画造成・実施を求める場合がある。

#### ①空港アクセス型ツアー

- ・大阪市内と関西国際空港間の移動の活用を必須とし、その道中に各地の地域資源を組み込んだ周遊ツアーを企画造成・実施すること。

- ・空港の利用状況を分析するとともに、効果的に集客するため、航空会社や海外旅行事業者との連携を図り、インバウンドを含む観光客が参加しやすい企画、運営計画とすること。

## ②体験型ツアー

- ・ツアー全体を通して、特定の統一したテーマ（食や歴史、自然等）等に基づく、体験ができるツアー、IP やエンタメコンテンツ等を活用した付加価値の高い周遊ツアー、もしくは、移動時の乗り物に工夫したツアー（※）を企画造成・実施すること。  
（※）オープントップバスやレストランバス、AR ライド等を想定
- ・府内各地の魅力を一層引き立てる企画として、新たな観光のコンテンツとして成立が見込まれるツアーとすること。

## （2）周遊ツアーのプロモーション業務

本事業において、プロモーション業務は集客目標の達成を左右する重要な業務と位置付けている。そのため、企画造成した周遊ツアーを新たな観光のコンテンツとして、効果的に国内外に向けて発信し、確実に集客につなげるためのプロモーションを実施するものとする。なお、モデル事業の検証において、ツアー参加者の多くが SNS を通じて旅行先を決定している傾向が確認されたことを踏まえ、SNS での展開を主とし、タビナカに加えて、特にタビマエ段階での情報接触を重視し、国内外の観光客等に対して、ターゲットとタイミングに応じた戦略的かつ多角的なプロモーションを行うこと。また、周遊ツアーへの関心が低い層に対しても、大阪府域の魅力や周遊ツアーの存在を認知させるアプローチを実施すること。

## 6 委託業務内容の補足

### （1）周遊ツアーの企画造成・実施業務

- ・国内外の方々が気軽に府域の観光資源を巡ることができ、かつ、集客が期待できる周遊ツアーの企画とすること。なお、集客力を高めるため、大阪市内の観光スポットを組み込んでも差し支えない。
- ・実施にあたっては、大阪府と協議の上、ツアーごとに集客目標を設定し、その達成に向け、創意工夫の上、最大限努力すること。
- ・周遊ツアーの発着地は、主要ターミナルや空港に限定せず、大阪市内の観光客が集中するエリアなど、より多くの観光客が参加しやすい場所を設定すること。ただし、当該ツアーの乗り物への乗降が安全に行うことができる場所に限る。
- ・周遊ツアーの実施時期は、原則、令和8年9月～12月の4か月間とし、当該期間中に例えば、週1回、同一の曜日・時間に出発するなど各ツアーには定期性を持たせること。なお、より多く運行することを妨げない。
- ・周遊ツアーは有料で販売し、各施設への入場料や食事代、バス代等については受益者負担を原則とする。その上で、発生する収益については、運行日数・便数の増加、新たな体験コンテンツの付加など、事業効果を高める取組みに活用すること。なお、委託料については、本事業を開始するにあたって必要となる初期費用や企画料、プロモーション費用等に充当するものとする。
- ・タビナカの来阪観光客（インバウンドを含む）が参加しやすい申込方法・運営とすること。
- ・OTA サイトを活用して幅広く販売すること。
- ・集客確保の観点から、航空会社、鉄道事業者等との連携に努めること。

- ・ ツアー参加者を対象としたアンケート調査を実施し、参加者ニーズや満足度を把握し分析すること。アンケート調査の内容・方法等は、事前に大阪府と協議・調整のうえ、決定する。なお、アンケートは、国内外の参加者に配慮した方法（多言語対応等）で実施すること。

## （２）周遊ツアーのプロモーション業務

- ・ モデル事業において、府域の地域資源の魅力の認知度が依然として低いこと、大阪における周遊ツアーが定着しづらいこと等が課題として確認されていることから、事業期間を通じて統一的に使用するキービジュアルを設定し、周遊ツアーの定着に向け、各種プロモーションに活用すること。
- ・ 原則、周遊ツアーの実施時期（令和８年９月～１２月）の２か月前にはプロモーションを開始すること。
- ・ 旅行者は旅行前に行程を決定する傾向が強いことから、タビマエ段階での情報接触及び実際の周遊ツアーへの参加につながるプロモーションとすること。
- ・ 周遊ツアーへの関心が低い層にも訴求するため、アニメ・ゲーム等の人気コンテンツとの連携など、話題性があり、興味関心や参加意欲を喚起させるアプローチについても検討・実施すること。
- ・ 周遊ツアー専用のホームページを開設し、ツアーの内容、申込方法、運行情報等を分かりやすく発信すること。
- ・ インバウンドにも対応するため、多言語による情報発信はもちろんのこと、周遊ツアーの内容に応じ、ターゲットとなる国・地域を設定の上、当該エリアに有効な媒体・手段等でプロモーションを行うこと。
- ・ 空港アクセス型ツアーについては、航空会社や海外旅行事業者等と連携したプロモーションを実施すること。
- ・ 本府の関連施策（大阪観光関連商談会事業等）と連携を図りながら、本事業で造成するツアーの周知等を行うこと。詳細は、契約後に協議することとします。
- ・ 上記以外にも、本業務の目的を達成するために有効と考えられる広報手法があれば、積極的に採用し、プロモーションを展開すること。

## （３）業務の実施体制及びスケジュール等

業務を実施するうえで十分な運営体制を構築すること。

- ・ 契約期間全体を見据えた実施スケジュールをたてるとともに、その運営について十分な体制を継続的に構築すること。
- ・ 各エリアの市町村や観光地域づくり DMO 等とも連携して事業を実施すること。
- ・ 周遊ツアーの実施等にあたっては、周遊ツアー参加者をはじめ、周囲の方々の安全に配慮した対策を十分に講じたうえで実施すること。

## （４）業務全般における留意事項について

- ・ 本事業は、令和７年度のモデル事業の実施内容や検証結果等を踏まえ、将来的には民間事業者が主体となって継続実施できるツアーを实践いただくものであり、実施にあたっては、集客や採算性の視点を重視して取り組むこと。
- ・ 受託者は、契約締結後、大阪府と緊密に連絡を図り、協議を重ねながら業務を推進するとともに、業務の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。この際、企画提案に含ま

れない内容についても、双方協議の上、事業に反映させることがある。

- ・受託者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- ・受託者は、大阪府と協議のうえ、業務実施までに実施計画書を提出すること。
- ・本業務に係る一切の経費は、全て事業費に含むこと。
- ・受託者は、経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）について、確実に整理、業務年度終了後5年間保存すること。なお、大阪府から請求があった場合、速やかに提出すること。
- ・再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、大阪府と協議し、承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。
  - ア 業務の主要な部分を再委託すること。
  - イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
  - ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。
  - エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め、又は損害賠償を求められた場合、受託者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。
- ・周遊ツアーの発着地や巡回先等の企画内容、プロモーションのターゲット等は、観光客の行動分析をはじめ、多様なデータや知見を基に、確実な根拠をもって検討・決定すること。また、実施後には、その結果が想定に対して期待通りの成果を上げたのかフィードバックすること。

#### (5) 実施状況の報告について

- ・受託者は、契約締結後、業務実施状況については、随時報告すること。
- ・大阪府から受託者に対し、必要に応じて業務内容等について報告を求めることがある。この場合、速やかに対応すること。
- ・業務開始後、令和8年9月30日（水曜日）を目途に、実施状況及び当該時点で把握している課題等について、大阪府へ中間報告を行うこと。
- ・周遊ツアー終了後、実施内容やその結果を報告書にまとめること。また、この際、周遊ツアーの継続にあたっての課題や採算性等について、改めて総合的に分析し、実施報告書に盛り込むこと。

#### (6) 関係機関との調整について

- ・事業運営に必要な関係機関（警察、消防署等含む）との連絡調整については、大阪府の指示のもと受託者が行うこと。これに伴い、許可申請書など、各種申請等に必要な書類は受託者が作成すること。

## 7 成果物の提出

事業終了後、大阪府あてに以下の成果物等を提出すること。なお、制作物等の著作権及び肖像権は、納品をもって大阪府に帰属するものとする。

### (1) 実施報告書

A4 サイズ 5 部及び USB メモリー等に格納のこと。

(2) 業務に関して作成した全ての成果物

作成したチラシ等の広報物や広告データ等、また、周遊ツアー実施時等に撮影した映像・画像等については、USB メモリー等に格納して提出すること。

## 8 その他

(1) 守秘義務等について

- ① 受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- ② 委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。

(2) 個人情報の取り扱いについて

- ① 委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- ② 受託者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、大阪府に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。
- ③ 事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は受託者に帰属するものとし、大阪府の指示に従い提供を行うこと。
- ④ 契約を締結する際、受注者は、個人情報の保護の観点から、誓約書を提出すること。

(3) 著作物の譲渡等

受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に大阪府に無償で譲渡するものとする。

ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は大阪府及びその指定する者の必要な範囲で大阪府及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。

(4) その他留意事項について

- ① 受託者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないよう、十分に注意すること。
- ② 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、大阪府と協議を行い、指示に従うこと。
- ③ 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。